

## ○標茶町移住応援給付金交付規則

令和5年10月1日規則51号

(趣旨)

**第1条** この規則は、本町への移住・定住を促進し、人口増による地域の賑わい創出と元気で明るい協働のまちづくりを推進するため、本町に移住し、定住する者に対し、予算の範囲内において、標茶町移住応援給付金（以下「給付金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 定住 将来にわたって本町に10年以上生活の本拠を置くことをいう。

(2) 移住 本町外の市区町村から本町に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき本町が備える住民基本台帳に記録されるとともに本町に生活の本拠を置くことをいう。

(3) 移住者等 住民基本台帳法の規定に基づき本町が備える住民基本台帳に記載されていない者であって、かつ、本町に生活の本拠を置いていない者又は移住した日から1年を経過していない者をいう。

(4) 子育て世帯 同一の世帯を構成する世帯員のうち、18歳未満の世帯員（申請の日が属する年度の4月1日時点において18歳未満の者をいう。）を扶養する世帯をいう。

(5) 若年夫婦世帯 本人及び配偶者ともに申請の日が属する年度の4月1日時点で45歳未満の世帯をいう。

(6) 塘路市街地 別表1の区域をいう。

(交付対象者)

**第3条** 給付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす移住者等とする。

(1) 塘路市街地において、町が斡旋する土地及び本町の不動産ネットワークで登録されている土地等を取得し、定住するための住宅を新築または購入した者であること。

(2) 定住を誓約できる者であること。

(3) 移住の理由が転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入その他これらに類する転入でないこと。

(4) 世帯員全員が標茶町暴力団排除条例（平成25年標茶町条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) この規則に基づく移住応援給付金が既に交付されていないこと。

(6) 世帯員全員が本町及び移住前の住所地の市区町村において、納入すべき税を滞納していないこと。

(7) 本町がこの規則による給付金を活用して移住した者に対して行う各種調査に協力する者であること。

(8) 移住後に、本町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活する者であること。

(9) その他町長が適当でないと認める者でないこと。

（給付金の額）

**第4条** 交付対象者の区分及び給付金の額は、別表2のとおりとする。

（交付の申請及び請求）

**第5条** 給付金の交付を受けようとする交付対象者（以下「申請者」という。）は、移住した日から1年以内に標茶町移住応援給付金交付申請書兼請求書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に認めるものはこの限りではない。

(1) 移住者等の移住後の住民票謄本（世帯員全員が分かるもの。移住前の住所地が分かるもの）。

(2) 誓約書（別記様式第2号）

(3) 交付申請時において本町及び移住前の住所地の市区町村に納入すべき税の納税証明書（移住者等が属する世帯の世帯員全員分）。ただし、町長が認める場合は、その一部を省略することができる。

(4) 移住するための住宅を新たに確保したことを証する書類の写し（登記完了証等）

(5) その他町長が必要と認める書類

（交付決定及び交付額の確定の通知並びに交付）

**第6条** 町長は、前条の規定による申請及び請求があったときは、その内容を審査の上、給付金の交付の適否を決定し、標茶町移住応援給付金交付決定及び交付額の確定通知書（別記様式第3号）又は標茶町移住応援給付金不交付決定通知書

(別記様式第4号)により申請者に通知するとともに、当該申請者(交付決定及び交付額の確定の通知を受けた者に限る。以下「給付対象者」という。)に対し給付金を交付するものとする。

(交付決定及び交付額の確定の取消し)

**第7条** 町長は、給付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、給付金の交付決定及び交付額の確定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第3条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(2) 給付対象者が、本町に転入した日から10年以内に、本町外の市区町村に生活の本拠を置くこととなったとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 災害や病気、経済的事情の著しい変化等やむを得ない事情がある場合

イ その他特別な事情があると町長が認める場合

(3) 給付金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(4) 虚偽の申請その他不正の行為によって給付金の交付を受けたとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定及び交付額の確定の全部又は一部を取り消した場合は、標茶町移住応援給付金交付決定及び交付額の確定取消通知書(別記様式第5号)により、給付対象者に通知するものとする。

(給付金の返還)

**第8条** 町長は、前条第1項の規定により給付金の交付決定及び交付額の確定を取り消した場合において、当該取消しに係る給付金が既に交付されているときは、交付対象者に対し、標茶町移住応援給付金返還命令書(別記様式第6号)により、給付金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(その他)

**第9条** この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この規則は、令和5年10月1日から施行する。

別記様式第1号（第5条関係）

標茶町移住応援給付金交付申請書兼請求書

年 月 日

（申請先）標茶町長

住 所  
申請者 氏 名  
電話番号

次のとおり、標茶町移住応援給付金の交付を受けたいので、標茶町移住応援給付金交付規則第5条の規定により、関係書類を添えて申請及び請求致します。

1. 交付申請額兼請求額	交付対象者の区分	金額
	<input type="checkbox"/> 土地を取得し、住宅を新築 または購入する者	円
	<input type="checkbox"/> 夫婦	円
	<input type="checkbox"/> 若年夫婦世帯	円
	<input type="checkbox"/> 子育て世帯	円
2. 添付書類	<input type="checkbox"/> 移住者等の移住後の住民票謄本（世帯員全員が分かるもの。移住前の住所地が分かるもの）	
	<input type="checkbox"/> 誓約書（別記様式第2号）	
	<input type="checkbox"/> 交付申請時において本町及び移住前の住所地の市区町村に納入すべき税の納税証明書（移住者等が属する世帯の世帯員全員分）	
	<input type="checkbox"/> 移住するための住宅を新たに確保したことを証する書類の写し（登記完了証等）	
	<input type="checkbox"/> その他（ ）	

振込先

振込金融機関	金融機関名	銀行 金庫	支店 出張所
	預金種別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		
	口座名義人	(フリガナ) 氏名	

## 誓約書

年 月 日

（提出先）標茶町長

住 所

氏 名  
（署名）

標茶町移住応援給付金の交付申請に当たり、私の世帯の町税の納付状況に関し関係公簿等を照会し、及び調査されることに同意するとともに、以下のとおり誓約します。

- 1 定住（移住後、少なくとも10年以上標茶町に生活の本拠を置くこと）をします。
- 2 標茶町内への転入は、転勤、出向等の職務上の転入、進学等による一時的な転入その他これらに類する転入ではありません。
- 3 世帯員全員が、標茶町暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団関係者ではありません。
- 4 この規則に基づく標茶町移住応援給付金の交付を受けたことはありません。
- 5 標茶町移住応援給付金を活用して移住した者に対して標茶町が行う各種調査に協力します。
- 6 移住後は、標茶町の自然環境、生活文化等に対する理解を深め、地域住民と協調して生活します。
- 7 この誓約事項に違反したとき、申請内容に事実と相違が認められるとき等、標茶町移住応援給付金交付規則第7条第1項各号に掲げる事由に該当したときは、交付決定及び交付額の確定の全部又は一部の取消しを受けても異議はなく、標茶町から受けた給付金を直ちに返還します。

第 号  
年 月 日

様

標茶町長 印

標茶町移住応援給付金交付決定及び交付額の確定通知書

年 月 日付けで申請及び請求があった、標茶町移住応援給付金については、次のとおり交付の決定をし、あわせて、交付額を確定したので、標茶町移住応援給付金交付規則第6条の規定により通知します。

	補助対象者の区分	金額
1. 交付決定額 及び各定額	<input type="checkbox"/> 土地を取得し、住宅を新築 または購入する者	円
	<input type="checkbox"/> 夫婦	円
	<input type="checkbox"/> 若年夫婦世帯	円
	<input type="checkbox"/> 子育て世帯	円
2. 交付の条件	(1) 誓約した事項を遵守すること。 (2) 標茶町移住応援給付金交付規則その他この給付金に係る規程の定めに従うこと。	

別記様式第4号（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

標茶町長 印

標茶町移住応援給付金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請及び請求があった、標茶町移住応援給付金については、下記の理由により交付の決定ができませんので、標茶町移住応援給付金交付規則第6条の規定により通知します。

記

交付決定できない理由

別記様式第5号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

標茶町長 印

標茶町移住応援給付金交付決定及び交付額の確定取消通知書

年 月 日付け 第 号により交付の決定をし、交付額の確定をした、  
標茶町移住応援給付金の全部（一部）を次のとおり取り消します。

記

1 交付決定額及び確定額の取消額

交付決定額及び確定額	円
今回取消額	円
更生決定額及び確定額	円

2 取消しをする理由

3 取消しをする事業の内容（取消額の算定基礎）

別記様式第6号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

様

標茶町長 印

標茶町移住応援給付金返還命令書

年 月 日付け第号により取り消した標茶町移住応援給付金について、次のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期日
- 3 返還方法

別表1（第2条第1項第6号関係）

区域の範囲	区域内地番
字ウライヤの一部、字塘路の一部、字塘路原野北7線の一部、字塘路原野北8線の一部	字ウライヤ 1、2-1、3-1～2、4-1～3、5-1～2、29-1、29-4、34-1、34-3、35～37、 字塘路 1-1～5、2-1～4、3、4-4、4-6、4-8、4-11の一部、4-15の一部、4-18～20、7-1～4、8-1～5、10-1～2、11-1、12-1の一部、12-4の一部、27-1の一部、27-40、27-57、27-59、31-1～6、31-9、31-12、31-15～19、31-22～43、31-45、31-48～67、34-1、34-10～16、34-6～9、82-1～2、83-2、83-8～10、120-1～3、146-2～3、147-1～2、147-5～10、227-2、227-5、227-146～147、338-3～7、407-1～3、409～411、434-1 字塘路原野北7線 49-1～3、49-5、49-7～9、49-10～29、49-31～60、49-62、49-65～74、49-76～80、49-82～93、51-1～52、51-55～87、51-89～102、51-104～110、51-120、51-126～129、51-140～154、53-7～8、53-15、53-17、53-19、53-25、53-30～33、53-39～42、53-47～49、53-6、53-9、158～159 字塘路原野北8線 52-1、52-3～9、52-10～34、52-36～48、52-57～60

別表2（第4条関係）

交付対象者の区分		給付金の額
基本給付	土地を取得し、住宅を新築または購入する者	80万円
加算給付	夫婦	30万円
	若年夫婦世帯	30万円
	子育て世帯	18歳未満の世帯員1人につき 15万円（2人上限）